

平成30年度展覧会広告看板製作、設置及び撤去業務仕様書

和歌山県立近代美術館

1 はじめに

和歌山県立近代美術館（以下、「館」という。）が開催する展覧会について、県内外に周知するため、委託事業者（以下、「受託者」という。）は広告看板を製作し、設置及び撤去を行うものとする。

2 業務名

平成30年度展覧会広告看板製作、設置及び撤去業務

3 契約期間

平成30年4月1日～平成30年12月25日

4 業務対象展覧会

(1) 特別展・企画展

ア 企画展 産業と美術のあいだで 印刷術が拓いた楽園（仮称）

期間：平成30年4月14日（土）～6月24日（日）

会場：展示室C（2階）

イ 企画展 なつやすみの美術館8 タイムトラベル（仮称）

期間：平成30年7月7日（土）～9月2日（日）

会場：展示室C（2階）

ウ 企画展 和歌山ー日本 和歌山から近代・美術、そして近代美術館を見つめる
（仮称）

期間：平成30年9月8日（土）～10月20日（土）

会場：展示室C（2階）

エ 特別展 創立100周年記念 国画創作協会の全貌展（仮称）

期間：平成30年11月3日（土・祝）～12月16日（日）

会場：展示室C（2階）

(2) 常設展（一部特集展示を含む。）

ア コレクション展 2018ー春夏

期間：平成30年4月28日（土）～7月8日（日）

会場：展示室A・B（1階）

イ コレクション展 2018ー夏秋

期間：平成30年8月4日（土）～10月21日（日）

会場：展示室A・B（1階）

ウ コレクション展 2018—秋冬

期間：平成30年10月30日（火）～12月24日（月・祝）

会場：展示室A・B（1階）

(3) (1) 及び (2) の会期について、館の事情により変更する場合がある。

5 業務対象看板等

種類	規格	数量	製作、設置及び撤去回数	仕様	色数
(1) 県庁前交差点L型看板	たて 1,700mm よこ 3,900mm	1点	4回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
(2) 三年坂看板	たて 1,400mm よこ 2,900mm	1点	4回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
(3) 和歌山城一の橋看板	たて 820mm よこ 820mm	1点	4回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
(4) 1階展示室A入口看板	たて 1,800mm よこ 900mm	1点	3回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
(5) 2階展示室C入口看板	たて 3,530mm よこ 2,100mm	1点	4回	紙貼りのうえ、文字をカッティングシートで貼り付け	3色以上
(6) 2階展示室C挨拶パネル	B2判	1点	4回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	モノクロ
(7) 1階展示室A・B挨拶パネル	B2判	2点	3回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	モノクロ

6 デザイン及びレイアウト

(1) デザイン及びレイアウト

デザイン及びレイアウトは、デザイナーと館が打ち合わせを行った後に案を2つ以上提示することとし、決定にあたっては委細を協議のうえ、決定するものとする。

(2) 色校正

2回

(3) デザイン経験

美術館の広告看板デザイン業務に精通していること。

7 広告看板製作、設置及び撤去業務

(1) 原稿

製作のための原稿は、文字はデジタルデータ、図版はポジフィルム又はデジタルデータにより館から手渡しまたはメールで入稿する。

(2) 製作物については、それぞれ2回以上の文字校正及び色校正を行うこと。

(3) 設置、撤去に必要な機材、材質については受託者にて用意すること。

(4) 4の(1)アの設置については、前年度契約業者との施工時期の打合せが必要になるので、館の要請に応じること。

(5) 5の(1)から(3)について、各展覧会の開会前日までの期間は「予告」及び「コレクション展開催中」のカッティングシートを貼付し、開会当日の午前9時30分までに取り外しを行うこと。

8 看板の設置及び撤去期日

(1) 看板の設置

ア 5の(1)から(3)まで
前回の展覧会終了日(17時以降)

イ 5の(4)及び(5)
前回の展覧会終了日より後の直近の開館日

(2) 看板の撤去

ア 5の(1)から(3)まで
当該展覧会終了日(17時以降)

イ 5の(5)
当該展覧会終了日より後の直近の開館日

(3) 具体的な日時は館と打ち合わせをすること。

9 パネルの納品期日

5の(6)および(7)については、展覧会が開始する3日前までに納品するものとする。

10 特記事項

(1) デザイナーの選定について

デザイナーについて、受託者から第三者に再委託する場合は、書面により館に報告し、許可を得なければならない。

(2) 著作権について

ア 著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は製作物の引き渡しをもって、館に譲渡されるものとし、著作者は製作物に係る著作人格権を将来にわたって行使しないものとする。

イ 館がデジタルデータの提出を求めた際には、製作途中であっても速やかに提出すること。なお、館は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。

(3) 業務完了報告について

受託者は、各展覧会の広告看板を設置した日の翌日から起算して、14日（月曜日を除く。ただし月曜日が祝日のときはその翌日。）以内に業務完了報告書を提出するものとする。様式は自由とする。ただし用紙の規格はA4判とする。

1.1 その他

上記に定めのないその他の事項については、館と協議のうえ、決定するものとする。